

令和6年度

建設工事等入札参加資格審査申請要領（追加申請・業種の追加を含む）

（建設工事）

〒747-0808

防府市入札検査室入札係

防府市桑山二丁目1番1号

TEL : 0835-25-2177（直通）

MAIL : nyuken@city.hofu.yamaguchi.jp

令和6年度において、防府市（防府市上下水道局を含む。）への建設工事等競争入札参加資格審査申請を希望される方は、下記の事項に留意の上、申請してください。

記

- 1 提出部数 1部
- 2 受付期間 令和6年2月1日（木）から同月29日（木）まで（土・日・祝日を除く）
- 3 受付時間 午前8時15分から午後5時まで
- 4 受付場所 防府市入札検査室（文化財郷土資料館3階）
- 5 申請方法 郵送又は登録フォームからの申請
 - ①郵送による申請
※ 郵送については、締切日の消印まで有効としますが、料金後納の場合は消印の確認ができませんので、御注意ください。
 - ②登録フォームからの申請
※登録フォームに必要事項を入力し、申請書類を添付して提出してください。
※パソコン環境等により、添付ができなかったファイルについては、該当ファイルのみをメール又は郵送により受け付けます。メールの場合は提出期限日までの送信、郵送の場合は提出期限日までの消印のあるものが有効です。（メール送信時には、必ず開封確認の要求機能を使用してください。）
※登録フォームでの申請は、送信後の確認・修正ができませんので、必要に応じて送信前にデータを保存しておいてください。
※提出期限の翌日以降の申請は一切受け付けませんので、御注意ください。
【登録フォームの掲載場所】
< <https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/site/online-counter/> > → < オンライン
手続はこちら > → < カテゴリー:18 その他 >
- 6 資格 建設業法第2条第3項に規定する建設業者
- 7 様式 防府市独自様式（国の様式で一部代替可能）
 - ・最新の様式を使用してください。
 - ・様式は防府市入札検査室ホームページ（<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/48/>）からダウンロードできます。
- 8 基準日 最新の経営事項審査による審査基準日
- 9 業者区分

業者区分	業者区分の説明
市内業者	市内に主たる営業所を有する業者
準市内業者	市内に営業所等を有し、かつ防府市で法人市民税が課税されている業者
市外業者	市内業者及び準市内業者に該当しない業者

10 申請書類

申請書類は下記の(1)～(24)のとおりですが、「9 業者区分」に応じ、提出書類が一部異なります。また、提出の不要・省略可能な書類及び、国の様式での代替可能な書類もあります。

詳しくはP5～P9の「申請書類の記載要領等について」及びP10～P11の「申請書類一覧表」で説明していますので、必ずお読みください。

※登録フォームから申請をする場合

- ・様式をスキャンしPDF化して、添付してください。(文書等の記載内容が容易に判別できる解像度にしてください。)
- ・添付ファイルの容量の上限は1ファイルにつき10MBとなっています。一回の回答全体の添付ファイルの容量上限は100MBです。容量が規定値を超える場合はメールで提出してください。(メール本文に、内容が分かるよう記載してください。)

- (1) 競争入札参加資格審査申請書(建設工事)(第1号様式)
- (2) 入札参加資格審査申請総括表(第2号様式)(「市内業者用」、「準市内業者及び市外業者用」)
- (3) 資本関係・人的関係に関する調書(第16号様式)
- (4) 施工実績調書(第3号様式(その1))
- (5) 施工実績調書(第3号様式(その2))
- (6) 施工実績調書(第3号様式(その3))
- (7) 施工実績調書(第3号様式(その4))
- (8) 市内の営業所等の体制、位置図及び写真(第4号様式(その1)、第4号様式(その2))
- (9) 資格技術者数調(第6号様式(その1))
- (10) 資格技術者数調付表(第6号様式(その2))
- (11) 技術者経歴書(第7号様式)
- (12) 建設業従事職員名簿(第17号様式、第17号様式の2)
- (13) 建設業の許可証明書又は許可通知書の写し
- (14) 誓約書(第11号様式)
- (15) 暴力団等の排除に関する誓約書(第18号様式)
- (16) 登記事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可)
- (17) 総合評価値通知書の写し
- (18) 防府市税の納税証明書(滞納のないことの証明)(法人・法人の代表者・個人)(写し可)
- (19) 課税・納税状況調査に関する同意書
- (20) 国税の納税証明書(未納税額のないことの証明)(写し可)
- (21) 使用印鑑届(第10号様式)
- (22) 委任状(支店等委任)(第9号様式)
- (23) 一般事業主行動計画策定の届出の写し
- (24) 防府市小規模修繕契約希望業種調査票

1.1 申請後に審査事項に変更があった場合(審査事項の変更届)

申請書を提出後、次の事項について変更があった場合には、速やかに「競争入札参加資格審査事項変更届」(第12号様式)に必要な関係書類を添えて、1部提出してください。

事 項	関 係 書 類 (添付する書類)
許可番号又は許可年月日	許可通知書の写し
商号又は名称	法人である者に限り登記事項証明書(商業登記簿抄本)(写し可) (代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。)
代表者の氏名	個人の場合は誓約書(第11号様式) 法人の場合は、登記事項証明書(商業登記簿抄本)(写し可) (代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。) 暴力団等の排除に関する誓約書(第18号様式) 代表者の防府市税の「滞納のないことの証明書」(代表者が防府市に住所を有する場合)(写し可)

営業所の名称又は所在地	法人である者に限り登記事項証明書（商業登記簿抄本）（写し可） （市町村合併による所在地の変更は、届出の必要はありません。営業所名の変更を伴う場合は、変更届を提出してください。） （代理人を定めていれば、別途委任状を添付してください。）
使用印鑑	使用印鑑届（第10号様式） （変更前と変更後の使用印鑑の印影を、第12号様式へ押印してください。）
代理人	委任状（第9号様式）（任意様式可）
電話番号又はファックス番号	添付書類なし
親会社・子会社等の資本関係の有無、役員等の兼任の有無	資本関係・人的関係に関する調書（第16号様式）

※ 提出の際は、P12～P13「申請後の変更等に伴う提出書類一覧」で確認してください。

1.2 資格の承継承認申請

資格の認定後、次の（1）から（6）までに該当することとなった場合に、その承継人が引き続き入札参加資格を承継することを希望するときには、新規に許可を受けた後、速やかに第13号様式の「競争入札参加資格承継承認申請書」を提出してください。承継承認申請書には「経営事項引継書」（第14号様式）を添付してください。

なお、承継承認申請書が提出されないときは、資格を承継することができませんので注意してください。

- （1） 個人が死亡したときは、その相続人
- （2） 個人が法人を設立したときは、その法人
- （3） 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者
- （4） 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人
- （5） 法人が会社分割したときは、その分割によりその事業を引き継いだ法人
- （6） 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

・承継承認申請書には次の書類を添付してください（上記（3）又は（4）に該当し、譲渡契約書等で資産の承継状況が確認できる場合は、③は不要）。

- ① 建設業の許可通知書の写し
- ② 法人の場合は登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）、個人の場合は代表者の誓約書（第11号様式）
- ③ 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書と承継人の開始貸借対照表
- ④ 委任状（第9号様式）（任意様式可）（委任がある場合のみ提出）
- ⑤ 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの（写し可）
- ⑥ 合併の場合は、合併契約書の写し
- ⑦ 使用印鑑届（第10号様式）
- ⑧ 暴力団等の排除に関する誓約書（第18号様式）
- ⑨ 納税証明書（防府市税の「滞納のないことの証明書」（法人・個人・法人の代表者）（写し可）
国税の納税証明書「未納税額のないことの証明」（法人「その3の3」・個人「その3の2」）（写し可）

準市内業者にあつては課税・納税状況調査に関する同意書

※ 承継するものが既に令和5・6年度防府市建設工事等競争入札参加資格を有している場合は必要ありません。

1.3 更生（再生）手続開始の決定を受けた会社等の特例

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生（再生）手続開始の日を審査基準日として入札参加資格の審査を行います。この場合において、既に入札参加資格を有している時は、次の書類を添付の上、競争入札参加資格再審査申請書（第15号様式）

により、資格の再認定を申し出てください。

なお、再認定を受けていないときは、入札参加資格の確認ができませんのでご注意ください。

- ① 裁判所による更生（再生）手続開始の決定書の写し
- ② 入札参加資格審査申請総括表（第2号様式）
- ③ 委任状（第9号様式）（任意様式可）（委任がある場合のみ提出）
- ④ 更生手続開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
- ⑤ 更生（再生）手続開始の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書の写し
- ⑥ 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の7別記様式第25号の1別紙2及び3に準ずるものをいう。）
- ⑦ 貸借対照表及び損益計算書（前記⑥の経営事項審査申請の際に添付したものの写し）

※ 提出に際し、不明な点があればお尋ねください。

※ 令和5年4月以降は、原則として電子入札の登録がない業者の入札参加は認めません。未登録の業者は速やかに登録をお願いします。

前回申請（令和3・4年度）からの変更点等

令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査申請受付時から下記の点につきまして提出書類等の変更をしていますので御注意ください。

（1）申請方法の変更について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、申請方法を郵送とします。

また、令和6年度建設工事等競争入札参加資格審査申請（追加申請・業種の追加を含む）受付時から登録フォームからの申請受付を開始します。

（2）営業所一覧表（第5号様式）の廃止について

準市内業者及び市外業者に提出を求めていましたが、今回の申請から提出の必要はありません。

（3）主要取引金融機関一覧表（第8号様式）の廃止について

主要取引金融機関一覧表の提出を求めていましたが、今回の申請から提出の必要はありません。

（4）委任状（個人委任）（第9号様式（その2））について（全業者）

電子入札システムにより入札手続を行いますので、提出の必要はありません。

（5）審査結果通知用封筒について

審査結果通知用封筒の提出を求めていましたが、今回の追加申請から提出の必要はありません。

（6）その他

提出書類の変更等に伴い、様式番号を一部変更していますので、最新の様式で申請をしてください。

申請書類の記載要領等について

申請書提出にあたり、記入方法、提出方法等の注意事項を列記していますので、よくお読みいただき、提出くださいますようお願いいたします。

(全様式共通事項)

登記簿に記載の本店とは異なる営業所を「主たる営業所」とする場合は、各様式の住所記載欄で（主たる営業所）と記載する等、その旨がわかるように記載してください。

(1) 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（第1号様式）

・国の様式（様式①-1）での代替が可能です。

(2) 入札参加資格審査申請総括表（第2号様式）（市内業者用、準市内業者及び市外業者用）

・市内業者は「市内業者用」に記載し、また準市内業者及び市外業者は「準市内業者及び市外業者用」に記載し、提出してください。

・「市内業者用」の入札参加資格審査申請総括表の記載の方法については、下記のとおりです。

- ① 経営事項審査申請時の「コード・許可番号」欄には、経営事項審査申請書に記入した大臣・知事コード（例：国土交通大臣は「00」、山口県知事は「35」）及び許可番号を記入してください。
- ② 入札参加資格審査申請時の「コード・許可番号」欄には、入札参加資格審査申請時の大臣・知事コード及び許可番号を記入してください。
- ③ 「許可年月日」欄には、入札参加資格審査申請業種の許可年月日を記入してください。（許可年月日が複数ある場合は、最も古い許可年月日を記入してください。）
- ④ 「経営事項審査基準日」欄には、経営事項審査申請書に記入した審査基準日を記入してください。

なお、建設業の許可を受けている場合でも、経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けている業種でなければ、入札参加資格申請ができませんので御注意ください。

- ⑤ 「商号又は名称」欄には、法人の種類を表す文字は、次の略号を用いて商号又は名称の前又は後ろに記入してください。（商号又は名称のフリガナには、記入不要）

株式会社 → (株)	合同会社 → (同)	合資会社 → (資)	合名会社 → (名)
協同組合 → (協組)	協業組合 → (業)	企業組合 → (企)	有限会社 → (有)

- ⑥ 「代表者役職」欄は、法人の場合のみ記入してください。（例・・・代表取締役、取締役社長）
- ⑦ 「代表者氏名」欄は、漢字、フリガナとも姓と名の間を一文字空けてください。
- ⑧ 【市内】「自治会組織名」欄には、本社所在地の自治会名を記入してください。（例：上木部、中自力、高倉等）
- ⑨ 【市内】「兼業の有無」欄には、建設業以外に営業を行っていれば「2」、建設業のみの場合は「1」と記入してください。

なお、兼業がある場合は、（兼業の内容）欄にその内容を具体的に記入してください。

- ⑩ 【市内】「一般事業主行動計画策定の届出の有無」欄については、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「造園工事」、「電気工事」、「管工事」の5業種について登録を希望される方で、届出を行っていない場合は「1」を、届出を行っている場合は「2」を記入してください。

また、届出を行っている場合は当該届出の写しを添付してください。

- ⑪ 「建設業従事職員数」欄には、入札参加資格審査申請時に常時雇用している職員の内、建設業に従事している職員の総職員数・技術職員数・その他（技術職員以外）の職員数をそれぞれ記入してください。

市内業者にあつては、建設業従事職員名簿（第17号様式）において建設業従事職員を最大50人まで記載しますが、本総括表については記載制限はありませんので、実際の人数を記載してください。

- ⑫ 【市内】「会社合併の有無」欄については、入札参加審査申請日の属する年度の直前2年度

の合併の有無を記入し、「有」の場合はその年月日を記入してください。

※ 申請日の属する年度の直前2年度：令和6年2月申請→令和3・4年度

⑬ 【市内】「入札参加資格審査申請業種」では、申請する業種について、「申請業種」欄へ○印をつけてください。その際、許可区分について、般（一般建設業）か、特（特定建設業）のいずれかの文字を○で囲んでください。

⑭ 【準市内・市外】受任営業所等は、入札及び契約事務等を委任される場合にその名称及び所在地等を記入してください。

⑮ 【準市内・市外】市内の営業所等は、防府市内に営業所等（支店・営業所・出張所等）がある場合には記入してください。またその際、防府市においての法人市民税課税の有無について、その有無欄のいずれかに○印を記入してください。

※ 法人市民税課税の有無欄の有に○印を記入された場合は、防府市税「滞納のないことの証明」を添付してください。（写し可）

また、準市内業者については、併せて「課税・納税状況調査に関する同意書」も提出してください。

⑯ 【準市内・市外】「経営事項審査申請業種」欄については、経営事項審査で申請している業種について、特定建設業の場合は1、一般建設業の場合は2と記入してください。

準市内及び市外業者については、経営事項審査で申請している業種を全て防府市の入札参加資格として登録します。

(3) 資本関係・人的関係に関する調書（第16号様式）

- ・資本関係（親会社、子会社の有無）及び人的関係（役員等の兼任）について記載してください。該当がない場合は「無」に○印をしてください。
- ・当様式中の（3）は（1）を「有」と回答された方のみ記入してください。

(4) 施工実績調書（第3号様式（その1））

- ・市外業者は提出不要です。
また、市内業者及び準市内業者でも、入札参加資格申請業種の中に、「とび・土工・コンクリート工事」、「電気工事」、「管工事」、「塗装工事」、「機械器具設置工事」及び「解体工事」がない場合は提出不要です。
- ・過去10年において、公共工事又は民間工事及び元請又は下請けを問わず、施工した実績がある工事について、「施工した実績がある工事」欄に、その枠内の工事名を○で囲んでください。

(5) 施工実績調書（とび・土工）（第3号様式（その2））

「とび・土工・コンクリート工事」を希望される市内業者の方は、交通安全施設、フェンス設置工事についての過去10年間の実績のうち直近の代表的なものをそれぞれ4つまで記入してください。

なお、実績のない方は「なし」と記入してください。

(6) 施工実績調書（塗装）（第3号様式（その3））

「塗装工事」を希望される市内業者の方は、路面標示施工についての過去10年間の実績のうち直近の代表的なものをそれぞれ4つまで記入してください。

なお、実績のない方は「なし」と記入してください。

(7) 施工実績調書（解体）（第3号様式（その4））

「解体工事」を希望される市内業者の方は、建築物等の解体工事についての過去10年間の実績のうち直近の代表的なものを4つまで記入してください。なお、実績のない方は「なし」と記入してください。

(8) 市内の営業所の体制、位置図及び写真（第4号様式（その1）、第4号様式（その2））

- ・市内業者及び市外業者は提出不要です。
- ※ 写真は事業所等の名称が分かるように、看板等が写るように撮影してください。

(9) 資格技術者数調（第6号様式（その1））

- ・市外業者は提出不要です。

(10) 資格技術者数調付表（第6号様式（その2））

- ・市内業者で舗装施工管理技術者、建築仕上げ改修施工管理技術者、建築仕上げ診断技術者の資

格取得がある場合は提出してください。

(11) 技術者経歴書 (第7号様式)

- ・市外業者は提出不要です。
- ・本様式と同等の内容を具備していれば、任意様式でも代替可能です。

(12) 建設業従事職員名簿 (第17号様式、第17号様式の2)

- ・市内業者のみ提出してください。
- ・本様式の内容については、「建設工事競争入札参加資格者等級区分」の「市評価点数」における「③その他の項目」の「イ 技術職員評点」での評価項目とします。
- ・建設業に従事している職員のうち「雇用期間を定めることなく常時雇用されている者」を、第17号様式の2に最大50人まで記載し、記載した職員については、常時雇用していることが確認できる書類として下記のいずれかを添付してください。

- ・直近の健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険被保険者証の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・住民税特別徴収税額の通知書の写し (特別徴収義務者用)
- ・該当する職員の直近の賃金台帳の写し (1か月分)
- ・個人事業主の親族については、確定申告書の「事業専従者に関する事項」欄にその者の記載がある場合は、直近 (令和4年分) の所得税確定申告書第1表と第2表の写し

※ 通常の労働者 (正社員) より1週間の所定労働時間が短い労働者であるパートタイマー及びアルバイト職員等は「雇用期間を定めることなく常時雇用されている者」に該当しませんので御注意ください。

(13) 建設業の許可証明書又は許可通知書の写し

- ・直近の許可証明書又は許可通知書の写しを提出してください。

(14) 誓約書 (第11号様式)

- ・個人の場合 (法人でない場合) のみ提出してください。

(15) 暴力団等の排除に関する誓約書 (第18号様式)

- ・代表者の生年月日は、M (明治)・T (大正)・S (昭和)・H (平成) のいずれかを○で囲み、年月日を記入してください。
- ・代表者氏名にはフリガナを記入してください。

(16) 登記事項証明書 (商業登記簿謄本) (写し可)

防府市役所4号館1階に法務局証明サービスセンターがあります。

- ・法人の場合のみ提出してください。

(17) 総合評定値通知書の写し

- ・令和4年7月1日以降の審査基準日で最新のものがが必要です。
※ 入札参加資格新審査申請期間中に有効な通知書の写しを提出できない場合は、申請中で提出済みの総合評定値請求書 (審査行政庁の受付印のあるものに限る。) の写しでも可とします。ただし、総合評定値通知書受領後は、速やかに通知書の写しを提出してください。
(原則として、令和6年3月末までに提出のこと。)

・有効期限 (審査基準日の1年7ヶ月後) が切れた場合は、公共工事の元請になれない場合がありますので、新しいものが届き次第、写しを提出してください。

- ・申請日時点での最新の総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっていることが申請の条件となります。ただし、最新の総合評定値通知書において加入状況が「無」であっても、その後加入した場合や適用除外となった場合には、それぞれ当該事実を証明する書類 (保険料の領収書等) を別途提出すれば申請できるものとします。

(18) 防府市税の納税証明書 (滞納のないことの証明) (写し可)

防府市課税課諸税係 (4号館2階) 及び各出張所で発行

【法人・個人】

- ・市内業者及び準市内業者は、法人又は個人の証明書が必要です。

【法人の代表者】

- ・法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、法人の代表者の証明書が必要です。
※ 代表取締役等を複数登記されている場合、防府市に住所を有する全ての方の証明を添付してください。

◇防府市税に関する証明書発行について

- ※ 申請書、委任状は、別紙様式を御利用ください。

- ・申請人の本人確認

申請人の本人確認が必要になります。窓口にお越しの際は必ず、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード等、公的機関が発行した、本人確認ができるものをお持ちください。

- ・代理人が申請する場合

代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

法人の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、申請書に法人代表者印が必要です。

個人（法人代表者）の「滞納のないことの証明書」が必要な場合は、同一世帯以外（住民票の世帯が別の人）が申請する場合は、申請書のほかに委任状（すべて本人の直筆で記入されたもの）が必要です。詳しくは、記入例を参照してください。

- ・納税後2週間以内に証明書を申請する場合

納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済みの通帳のコピーをお持ちください。

(19) 課税・納税状況調査に関する同意書

- ・市内に支店・営業所等がある場合は必ず提出してください。
(防府市内に営業所等がない場合は提出不要です。)

(20) 国税の納税証明書（未納税額のないことの証明）（写し可） 税務署で発行

- ・個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税について必要です。（その3の2）
- ・法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税について必要です。（その3の3）

※新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予が認められている場合は「納税証明書（その1）」を提出してください。

【対象税目】法人：法人税、消費税及び地方消費税

個人：所得税、消費税及び地方消費税

(21) 使用印鑑届（第10号様式）

- ・物体による印章を用いて印影が鮮明となるよう押印してください。
- ・登録フォームから申請をする場合は原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi 程度）で様式をスキャンし、PDF データ化してください。

(22) 委任状（支店等委任）（第9号様式）

- ・任意様式で代替可能です。（受任者の使用印を押印してください。）
- ・入札及び契約事務等を支店及び営業所等へ委任される場合に提出してください。
- ・委任期間は登録期間であれば、任意の期間が設定できます。最長は令和5年6月4月1日から令和7年3月31日となります。

(23) 一般事業主行動計画策定の届出の写し

市内業者にあつて、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「造園工事」、「電気工事」、「管工事」の許可を有する者が対象です。申請日時点で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者は、同法施行規則第1条の2又は第2条の規定により都道府県労働局長へ提出した一般事業主行動計画策定届の写しを提出してください。（ただし、申請日時点で計画期間中であるものに限る。）

【一般事業主行動計画策定届等についての問合せ先】

山口労働局雇用環境・均等室

所在地 山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
TEL 083-995-0390

【相談窓口】

次世代育成支援対策推進センター

山口県経営者協会 TEL 083-922-0888

山口県中小企業団体中央会 TEL 083-922-2606

(24) 防府市小規模修繕契約希望業種調査票

- ・市内業者で、市の施設の小規模な修繕（予定価格30万円未満）の受注を希望される方は、本調査票を提出してください。

その他注意事項

- ・記載内容について確認が必要な場合は、別途関係書類の提出等を求めることがあります。
- ・申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には認定を取り消すことがありますので、十分に注意をしてください。
- ・申請が受け付けられても、必ずしも入札（見積合せ）に指名されるとは限りません。
 - ① 防府市税については、課税されているのに未納（滞納）のないことを示す証明書を添付できない場合は申請書の受理はいたしますが、指名については留保いたしますので御注意ください。なお、完納された時点で速やかに未納（滞納）のないことを示す証明書を提出してください。
 - ② 総合評定値通知書等コピーの必要なものは、A4サイズに統一してコピーしてください。ただし、登記事項証明書（商業登記簿謄本）は、そのままの大きさと結構です。
 - ③ 納税証明書、登記簿等の証明書は基準日（受付日の直前の日）から前3か月以内に証明されたものに限りします。
 - ④ 郵送で書類を提出する場合は申請書類をA4ファイル（色指定なし）に綴じ、背表紙及び表に会社名を明示してください。
 - ⑤ 郵送にて申請される方で、受付確認の必要な方は、切手を貼った葉書を同封してください。
 - ⑥ 市内業者については、審査結果通知書を主たる営業所（本社）に電子メールで送付します。なお、認定された工事種別・業務区分及び等級は資格審査結果通知書の送付後に、防府市ウェブサイトにおいて掲載しますので、確認をお願いします。
 - ⑦ 準市内業者及び市外業者については、審査結果通知書は送付いたしません。4月頃（予定）に入札参加資格者名簿を防府市入札検査室ホームページに掲載しますので、それにより確認してください。

※ P10～P11「申請書類一覧表」で各書類を確認の上、提出をお願いします。

申請書類一覧表

番号	様式名	国の様式 で代替の 可否	市内業者	準市内業者	市外業者	確認
1	競争入札参加資格審査申請書 (建設工事) (第1号様式)	可 様式①- 1	○	○	○	
2	入札参加資格審査申請総括表 (第2号様式) (「市内業者用」と「準市内業者及 び市外業者用」の区別あり)		○ 「市内業者用」	○ 「準市内業者及 び市外業者用」	○ 「準市内業者 及び市外業者 用」	
3	資本関係・人的関係に関する調書 (第16号様式)		○	○	○	
4	施工実績調書 (第3号様式 (その 1))		●	●	—	
5	施工実績調書 (とび・土工) (第3 号様式 (その2))		●	—	—	
6	施工実績調書 (塗装) (第3号様式 (その3))		●	—	—	
7	施工実績調書 (解体) (第3号様式 (その4))		●	—	—	
8	市内の営業所等の体制、位置図及び 写真 (第4号様式 (その1), 第4 号様式 (その2))		—	○	—	
9	資格技術者数調 (第6号様式 (その1))		○	○	—	
10	資格技術者数調付表 (第6号様式 (その2))		●	—	—	
11	技術者経歴書 (第7号様式)		○	○	—	
12	建設業従事職員名簿 (第17号様 式) 及び常時雇用していることが確 認できる書類		○	—	—	
13	建設業の許可証明書又は許可通知 書の写し		○	○	○	
14	誓約書 (個人のみ) (第11号様式)		○	○	○	
15	暴力団等の排除に関する誓約書 (第 18号様式)		○	○	○	
16	登記事項証明書 (商業登記簿謄本) (法人のみ・写し可)		○	○	○	
17	総合評定値通知書の写し		○	○	○	
18	市税の納税証明書 (写し可) 防府市税「滞納のないことの証 明」					
	・法人又は個人 ・法人の代表者		○ ●	○ ●	— ●	
19	課税・納税状況調査に関する同意書		○	○	—	

20	国税の納税証明書（写し可） 「未納税額のないことの証明」 ・法人の場合は法人税と消費税及び 地方消費税（その3の3） ・個人の場合は所得税と消費税及び 地方消費税（その3の2）		○	○	○	
21	使用印鑑届（第10号様式）		○	○	○	
22	委任状（支店等委任）（第9号様式） ※任意様式で代替可能		—	△	△	
23	一般事業主行動計画策定の届出の 写し		●	—	—	
24	防府市小規模修繕契約希望業種調 査票		△ (希望者のみ)	—	—	

- (注) 1 ○は、必ず提出しなければならない書類です。
2 ●は、該当する場合には提出しなければならない書類です。
3 △は、場合により省略できる書類です。

申請後の変更等に伴う提出書類一覧

番号	様式名	国の様式代替可否	資格の登録内容の変更							資格の承継承認申請
			許可番号又は許可年月日	商号又は名称	代表者の氏名	営業所等の名称又は所在地	使用印鑑	代理人	資本関係・人的関係	
1	競争入札参加資格審査事項変更届 (第12号様式)	可	○	○	○	○	○	○		
2	競争入札参加資格承継承認申請書 (第13号様式)									○
3	経営事項引継書 (第14号様式)									○
4	許可証明書又は許可通知書の写し		○							○
5	資本関係・人的関係に関する調書 (第16号様式)								○	
6	登記事項証明書 (商業登記簿謄本)(法人のみ・写し可)									○
7	登記事項証明書 (商業登記簿抄本)(法人のみ・写し可)			○	○	○				
8	誓約書(個人のみ) (第11号様式)				○					○
9	暴力団等の排除に関する誓約書 (第18号様式)				○					○
10	市税の納税証明書 防府市税「滞納のないことの証明」 (写し可)									
	・法人又は個人				—					●
	・法人の代表者				●					●

1 1	国税の納税証明書 (写し可) 「未納税額のない ことの証明」 ・法人の場合は法 人税と消費税及び 地方消費税 (その 3の3) ・個人の場合は所 得税と消費税及び 地方消費税 (その 3の2)										●	
1 2	被継承人の終了貸 借対照表・損益計 算書と承継人の開 始貸借対照表 (注: 場合による)											○
1 3	委任状 (支店等委 任) (第9号様式) ※任意様式で代替 可能			△	△	△			○			△
1 4	譲渡協定書等内 容が確認できるもの (営業譲渡の場合 のみ)											○
1 5	合併契約書 (合併 の場合のみ)											○
1 6	使用印鑑届 (第1 0号様式)							○				●

(注) 1 ○は、必ず提出しなければならない書類です。

2 ●は、該当する場合には提出しなければならない書類です。

3 △は、場合により省略できる書類です。

4 総合評定値通知書については、有効期限 (審査基準日の1年7ヶ月後) が切れるときに更新された通知書の写しを提出してください。(郵送可)